

自動車利用適正化部会の報告

1 議 題

- (1) 早池峰地域自動車利用適正化部会設置要領の改正について
→ 資料 2 - 1
- (2) 令和 6 度早池峰地域自動車利用適正化対策実施結果について
→ 資料 2 - 2
- (3) 令和 7 度早池峰地域自動車利用適正化対策実施計画（案）について
→ 資料 2 - 3
- (4) 県道 25 号紫波江繫線に係る交通規制の期間延長に関する検討について
→ 資料 2 - 4
- (5) その他

2 主な質疑、意見交換内容

- (1) 早池峰地域自動車利用適正化部会設置要領の改正について
資料 2 - 1 のとおり、構成員の変更に係る改正を行ったもの。
〔質疑、意見交換等〕
 - ・ 特になし
- (2) 令和 6 度早池峰地域自動車利用適正化対策実施結果について
資料 2 - 2 により、交通規制の実施状況、早池峰シャトルバスの運行状況、キャンペーン実施結果及び路上駐車対策について報告。
〔質疑、意見交換等〕
 - ・ シャトルバスの運行には、交通規制がされているので支障は生じていなかった。花巻駅から出ている環境保全バスについては、3 連休にほとんど通れない状況で、事前に連絡して何とか運行できるようになった。
- (3) 令和 7 度早池峰地域自動車利用適正化対策実施計画（案）について
資料 2 - 3 により、令和 7 年度の交通規制の実施、シャトルバスの運行、キャンペーンの実施、路上駐車対策について説明。
〔質疑、意見交換〕
 - ・ 早池峰クリーン&グリーンキャンペーンについて、マナー周知（啓発）とあるが、自動車部会と関係ないと思うので削除してもらいたい。
(事務局) キャンペーンでやっているのは車両規制、路駐対策、シャトルバスの活用についての普及啓発がメイン。それに併せて、他のマナー啓発も含めている。
 - ・ 車両規制の啓発がメインでないといけないのでは。クマ注意喚起カードとか携帯トイレの推奨カードとかは関係ない。道路管理者は今後部会への対応を変える。具体的に言うと部会への活動には協力しない。
(事務局) キャンペーンへ参加できないのはやむを得ないと思うが、目的である利用者の安全確保のため、道路管理者は構成員として残っていただきたい。マナー啓発は削除しないが、道路管理者のキャンペーンの不参加はやむを得ないとする。
 - ・ 計画（案）の 2（4）「イ 登山者のマナー向上・・・」のところ、道路管理者のところを削除していただくか、もしくは、最後のマナー啓発の部分を削除していただくか、もしくは、最後のマナー啓発の部分削除していただくか、もしくは、道路管理者は参加要請があっても、内容によっては応じかねる。
(事務局) 計画案の 2（4）イのうち「道路管理者及び公園管理者の協

力により」を「公園管理者等の協力により」に修正する。ここでいう「等」は主にボランティアを想定。道路管理者ではない。

- (4) 県道 25 号紫波江繋線に係る交通規制の期間延長に関する検討について交通規制の期間延長に係る、必要な手続きや検討すべき事項について意見交換。

〔質疑、意見交換〕

- ・ 交通規制を実施するのであれば、必要最小限が基本になる。
- ・ 自動車部会の意見や地域の方々の意見等を、管轄する警察署で集約して、交通規制を実施するかしないかの会議を経て、実施する形になったら本部に上申がきて、翌年度に実施するという流れになる。事務的には最短でも令和 8 年度からになる。
- ・ 交通規制を掛けるとなると、一般の方の足がなくなるのでシャトルバスとセットになると思うので、そこを含めて検討が必要になる。
- ・ 9、10 月は紅葉シーズンに入り観光バス事業者であれば一番のトップシーズンの時期となるので、かなり要員は不足するものと予測される。
- ・ シャトルバスで稼ぐのと、紅葉ツアーで稼ぐのとどちらかという話が、民間事業者であれば出てくると思う。
- ・ トップシーズンにシャトルバスが民間業者で難しいということであれば、今は国の制度として自家用有償旅客運送（ライドシェア）等の色々なバスの運行方法等がある。ボランティアで自家用有償でも必要最低限の経費（油代とか保険代）は徴収してもよいということになっているので、そういった方法も活用しながらやっていくのがいいのではないか。
- ・ 登山者数の実績が分かれば、極端に多いときにバスを併用するか規制するか、そういうこともできると思う。
- ・ 緊急時に車両が通れないということになってしまっただけでは問題なので、どういう障害が出ていて、どういうふうに対応できるかと整理すればと思う。
- ・ ひとつは駐車場の確保が大きな問題になっている。
- ・ 駐車場の誘導もシルバー人材センターにお願いしているので、県と市の負担金を上げないとそういうことができない。
- ・ すべての条件が揃わないと（交通規制の期間）延長ということにはならないものです。
- ・ シャトルバスといっても運転手だけではなく、管理スタッフもいなければいけない。チケット販売等のため 3 名を確保している。人手不足の中、トップシーズンに 3 名のスタッフを出すのはなかなか大変である。スタッフの金額だけでも確保してもらえれば。
- ・ 1 日 200 名以上乗せないと赤字になる。早池峰のシャトルバスは天候にすごく左右される。雨だと 100 人にも満たない位でどうしてもマイナスになる。
- ・ ピンポイントで、人数をしっかりと把握し、この日だったら予算も確保できるし、黒字にできるとなればやってもいいかなと思う。

3 今後の対応

交通規制期間の延長については、シャトルバスの運行と併せて、引続き検討を継続していきます。

早池峰地域自動車利用適正化部会設置要領の改正について

1 改正の趣旨

- (1) 花巻市の機構改革にともない、構成員の役職名の変更を行おうとするもの。
- (2) バス運行会社として部会の構成員となっている岩手県交通株式会社から退任の申し出があったことから、構成員の変更を行おうとするもの。

2 要領案の内容

要領別表（第 4 関係）を改正すること。

- (1) 改正前：花巻市大迫総合支所地域振興課地域支援室長
改正後：花巻市大迫総合支所地域振興課長
- (2) 改正前：岩手県交通株式会社
改正後：有限会社ファミリー観光岩手

3 施行期日

この要領は、令和 7 年 1 月 30 日から施行すること

早池峰地域自動車利用適正化部会設置要領を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">早池峰地域自動車利用適正化部会設置要領</p> | <p style="text-align: center;">早池峰地域自動車利用適正化部会設置要領</p> |
| <p>(設置)</p> | <p>(設置)</p> |
| <p>第1 (略)</p> | <p>第1 (略)</p> |
| <p>(目的)</p> | <p>(目的)</p> |
| <p>第2 (略)</p> | <p>第2 (略)</p> |
| <p>(所掌事項)</p> | <p>(所掌事項)</p> |
| <p>第3 (略)</p> | <p>第3 (略)</p> |
| <p>(組織)</p> | <p>(組織)</p> |
| <p>第4 (略)</p> | <p>第4 (略)</p> |
| <p>(会議)</p> | <p>(会議)</p> |
| <p>第5 (略)</p> | <p>第5 (略)</p> |
| <p>(事務局)</p> | <p>(事務局)</p> |
| <p>第6 (略)</p> | <p>第6 (略)</p> |
| <p>(補足)</p> | <p>(補足)</p> |
| <p>第7 (略)</p> | <p>第7 (略)</p> |
| <p>附 則 この要領は、平成14年3月18日から施行する。</p> | <p>附 則 この要領は、平成14年3月18日から施行する。</p> |
| <p>附 則 この要領は、平成16年5月21日から施行する。</p> | <p>附 則 この要領は、平成16年5月21日から施行する。</p> |
| <p>附 則 この要領は、平成18年1月10日から施行する。</p> | <p>附 則 この要領は、平成18年1月10日から施行する。</p> |
| <p>附 則 この要領は、平成18年6月2日から施行する。</p> | <p>附 則 この要領は、平成18年6月2日から施行する。</p> |
| <p>附 則 この要領は、平成19年6月5日から施行する。</p> | <p>附 則 この要領は、平成19年6月5日から施行する。</p> |
| <p>附 則 この要領は、平成20年6月3日から施行する。</p> | <p>附 則 この要領は、平成20年6月3日から施行する。</p> |
| <p>附 則 この要領は、平成22年2月22日から施行する。</p> | <p>附 則 この要領は、平成22年2月22日から施行する。</p> |
| <p>附 則 この要領は、平成22年6月1日から施行する。</p> | <p>附 則 この要領は、平成22年6月1日から施行する。</p> |
| <p>附 則 この要領は、平成28年2月24日から施行する。</p> | <p>附 則 この要領は、平成28年2月24日から施行する。</p> |
| <p>附 則 この要領は、平成31年3月11日から施行する。</p> | <p>附 則 この要領は、平成31年3月11日から施行する。</p> |

附 則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和7年1月30日から施行する。

別表（第4関係）

早池峰地域自動車利用適正化部会構成員

| 区 分 | 所 属 ・ 職 名 | 備 考 |
|----------------------|------------------------------|-----|
| 岩手県警察 | 交通部交通規制課長 | |
| 岩 手 県 | 環境生活部自然保護課自然公園担当課長 | |
| | 県土整備部道路環境課維持担当課長 | |
| | 県南広域振興局保健福祉環境部長 | |
| | 県南広域振興局土木部花巻土木センター所長 | |
| | 沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター所長 | |
| 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター所長 | | |
| 市 町 村 | <u>花巻市大迫総合支所地域振興課地域支援室長</u> | |
| | 遠野市環境整備部環境課長 | |
| | 宮古市川井総合事務所長 | |
| バス運行 | <u>岩手県交通株式会社</u> | |

別表（第4関係）

早池峰地域自動車利用適正化部会構成員

| 区 分 | 所 属 ・ 職 名 | 備 考 |
|----------------------|------------------------------|-----|
| 岩手県警察 | 交通部交通規制課長 | |
| 岩 手 県 | 環境生活部自然保護課自然公園担当課長 | |
| | 県土整備部道路環境課維持担当課長 | |
| | 県南広域振興局保健福祉環境部長 | |
| | 県南広域振興局土木部花巻土木センター所長 | |
| | 沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター所長 | |
| 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター所長 | | |
| 市 町 村 | <u>花巻市大迫総合支所地域振興課長</u> | |
| | 遠野市環境整備部環境課長 | |
| | 宮古市川井総合事務所長 | |
| バス運行 | <u>有限会社ファミリー観光岩手</u> | |

早池峰地域自動車利用適正化部会設置要領

(設 置)

第1 早池峰地域保全対策事業推進協議会設置要領第6の規定により、「早池峰地域自動車利用適正化部会」（以下「部会」という。）を設置する。

(目 的)

第2 部会は、早池峰地域周辺の交通混雑の緩和のため、自動車利用の適正化を図り、利用者の安全を確保することを目的とする。

(所掌事項)

第3 部会は、第2の目的を達成するための取組みについて検討を行う。

(組 織)

第4 部会は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は県南広域振興局保健福祉環境部長をもって充て、副部会長は部会長が指名する。

3 部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

(会 議)

第5 部会の会議は、県南広域振興局保健福祉環境部長が招集する。

2 構成員が都合により出席できない場合は、代理人が出席することができる。

3 議長は、必要があると認められる場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6 部会の事務を処理するため、事務局を県南広域振興局保健福祉環境部に置く。

(補 足)

第7 この要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要領は、平成14年3月18日から施行する。

附 則 この要領は、平成16年5月21日から施行する。

附 則 この要領は、平成18年1月10日から施行する。

附 則 この要領は、平成18年6月2日から施行する。

附 則 この要領は、平成19年6月5日から施行する。

附 則 この要領は、平成20年6月3日から施行する。

附 則 この要領は、平成22年2月22日から施行する。

附 則 この要領は、平成22年6月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成28年2月24日から施行する。

附 則 この要領は、平成31年3月11日から施行する。

附 則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和7年1月30日から施行する。

別 表 (第4 関係)

早池峰地域自動車利用適正化部会構成員

| 区 分 | 所 属 ・ 職 名 | 備 考 |
|--------|---|-----|
| 岩手県警察 | 交通部交通規制課長 | |
| 岩 手 県 | 環境生活部自然保護課自然公園担当課長 県土整備部道路環境課維持担当課長 県南広域振興局保健福祉環境部長 県南広域振興局土木部花巻土木センター所長 沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター所長 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター所長 | |
| 市 町 村 | 花巻市大迫総合支所地域振興課長 遠野市環境整備部環境課長 宮古市川井総合事務所長 | |
| バス 運 行 | 有限会社ファミリー観光岩手 | |

令和 6 年度早池峰地域自動車利用適正化対策実施結果について

1 交通規制の実施

(1) 実施期間及び時間

ア 期間：令和 6 年 6 月 9 日（日）（6 月第 2 日曜日）から令和 6 年 8 月 4 日（日）（8 月第 1 日曜日）までの土曜日、日曜日及び祝日 計 18 日間

イ 時間：普通車⇒午前 5 時から午後 1 時まで、大型車・特定中型車⇒午前 5 時から午後 5 時まで（※路線バス、シャトルバス、タクシー、ハイヤー、二輪車、許可車両を除く）

(2) 実施区間

主要地方道紫波江繋線（花巻市大迫町内川目岳地内から宮古市江繋地内までの約 16 k m）

2 早池峰登山シャトルバスの運行

(1) 運行期間

交通規制実施期間に同じ

(2) 運行区間

岳駐車場～峰南荘～河原の坊～小田越～荒川（～江繋）

(3) 運行体制

ア バス運行：（有）ファミリー観光岩手、ファミリー観光（株）、日本高速運輸（株）

イ 運行補助：現地での運行補助（乗車案内等）は、早池峰国定公園地域協議会の担当者（花巻市）及び業務委託先のシルバー人材センターからの派遣者が対応

(4) シャトルバス利用状況

登山者数（5 月～10 月）とシャトルバス利用者数（単位：人）

| 年 度 | H30 | R 1 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 |
|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 登山者 | 13,687 | 14,059 | 9,349 | 10,228 | 11,882 | 12,626 | 14,393 |
| バス利用者 | 3,506 | 3,717 | — | — | 2,946 | 3,080 | 4,411 |

早池峰国定公園地域協議会調べ

※R 2、3 はシャトルバスの運行なし

3 交通規制・早池峰登山シャトルバス運行の周知

(1) 案内チラシ、ポスター、新聞広告、ホームページ等による広報

(2) 県内外のバス会社、旅行会社、山岳会等へ案内チラシの事前送付

(3) 規制予告板のほか、通行止め看板及び駐車場案内看板の設置

(4) 主要地点への交通規制周知看板の設置

4 各駐車場への交通誘導員の配置及び誘導案内の掲示

(1) 規制区間の起終点及び駐車場（岳駐車場、峰南荘前、江繫、荒川口）に誘導員を配置

(2) 河原の坊登山口付近の県道路肩に「小田越登山口方面に駐車場なし」、駐車場入口付近に「駐車場入口」の仮設案内（遵守事項を明記）を掲示

【参考：周辺駐車場の状況】

岳周辺駐車場（岳：普通車 94 台、岳公園広場：普通車 25 台、峰南荘前：大型車 12 台）

河原の坊駐車場（河原の坊総合休憩所前：普通車 48 台）

江繫駐車場（江繫シャトルバス停留所：普通車 10 台、大型車 10 台）

5 早池峰クリーン&グリーンキャンペーン

車両交通規制の実施日において、早池峰保全協議会構成機関及び県グリーンボランティアとの官民協働により、現地の交通規制に係る周知やマナー啓発等の活動を実施。

シャトルバス運行期間中のボランティア活動人数（延べ人数 単位：人）

| 年 度 | H30 | R 1 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 人 数 | 212 | 181 | 11 | 19 | 109 | 125 | 138 |

資料提供早池峰ボランティアの会

※R 2、3はコロナ禍により協議会主催のキャンペーンは中止

6 路上等駐車対策

(1) キャンペーンの一環として、交通規制終了後の最初の土曜日に、警察と連携し河原の坊及び小田越周辺の路上駐車状況の確認を行った。必要に応じて指導、誘導を行う予定であったが、当日は登山者が少なく、路上駐車は確認されなかった。

(2) 10月の3連休に、河原の坊駐車場に駐車できない車が路上にあふれ、自然公園保護管理員やグリーンボランティアが車両の誘導・整理を行うケースもあった。

特に、10月13日には約180台の路上駐車車両が並び、河原の防駐車場から2km先の「うすゆき山荘」まで続いた。



10月12日河原の坊付近で撮影。

令和 7 年度早池峰地域自動車利用適正化対策実施計画（案）について

1 実施内容

(1) 車両交通規制の実施

ア 期間

令和 7 年 6 月 8 日（日）（第 2 日曜日）から令和 7 年 8 月 3 日（日）（第 1 日曜日）までの土曜、日曜及び祝日計 18 日間

イ 区間

主要地方道 県道 25 号紫波江繋線

（花巻市大迫町内川目岳地内から宮古市江繋地内まで約 16km）

ウ 時間

普通車 午前 5 時から午後 1 時まで

大型車・特定中型車 午前 5 時から午後 5 時まで

※路線バス、シャトルバス、タクシー、ハイヤー、二輪車、許可車両を除く。

(2) 早池峰登山シャトルバスの運行

ア 運行期間

交通規制実施期間と同期間

イ 運行区間

岳駐車場～河原の坊～小田越～荒川（～江繋）

ウ 運行体制

バス事業者と調整中

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、シャトルバスの運行を休止する場合もある。

2 適正化対策への対応

(1) 車両交通規制並びに早池峰登山シャトルバス運行に関する周知

ア チラシ、ポスター、新聞広告、ホームページ等による広報を実施。

イ バス会社・旅行代理店・観光施設・山岳会等へのチラシを事前配布。

ウ 規制予告板、通行止め看板及び駐車場案内看板を設置。

エ 主要地点への交通規制周知看板を設置。

オ 河原の坊登山道の通行禁止についてもチラシ、ホームページにより周知。

(2) 各駐車場への交通誘導員等の配置

ア 規制区間の起終点（岳駐車場、峰南荘前、江繋、荒川口）に誘導員を配置。

イ 河原の坊登山口付近に「小田越登山口方面に駐車場なし」の仮設案内を設置。

ウ 河原の坊駐車場入口付近に「駐車場入口」の仮設案内（遵守事項を明記）を設置。

【周辺駐車場の状況】

- ・ 岳周辺駐車場（岳：普通車 94 台、岳公園広場：普通車 25 台、峰南荘前：大型車 12 台）
- ・ 河原の坊駐車場（河原の坊総合休憩所前：普通車 48 台、シーズンの日中は常に混雑）
- ・ 江繋駐車場（江繋シャトルバス停留所：普通車 10 台、大型車 10 台）

(3) 早池峰クリーン&グリーンキャンペーンの実施について

山開きの日から山の日までの間の、登山客の混雑が見込まれる日に、協議会関係機関及び県グリーンボランティアとの協働により、現地での交通規制の周知や問合せに対応しマナー啓発等の活動を実施する他、移入種駆除、盗採防止パトロール等も併せて実施する。

(4) 路上等駐車対策の実施について

ア 関係各署と車両駐車及び放置の状況を確認すると共に、その課題を共有し改善策等の検討の機会を設け、自動車利用に伴う問題解決に取り組む。

イ 登山者のマナー向上のため活動として、自然公園保護管理員等の現場からの報告を基に、公園管理者等の協力により、小田越登山口周辺の道路上及び公園地内での車両駐車及び放置の低減に向けた案内表示、並びにマナー啓発のチラシの配布等に取り組む。

県道 25 号紫波江繋線に係る交通規制の期間延長に関する検討について

1 令和 6 年度の交通規制期間

令和 6 年 6 月 9 日(日)から令和 6 年 8 月 4 日(日)までの土日祝日 18 日間

(6 月第 2 日曜から 8 月第 1 日曜の土日祝日)

2 自然公園保護管理員等連絡会議での意見

- ・ 交通規制が終わった後の土日祝日を中心に、河原の坊駐車場の収容台数を超えた車両が付近の県道上に路上駐車をしている。交通規制期間の拡大をお願いしたい。
- ・ 自然保護管理員やボランティアが誘導しなければ、緊急車両やバスが通れなくなるようなひどい置き方になり、交通に大きな支障が出る場所であった。自然公園保護管理員は登山道のパトロールをして安全を確保してやらなければならないが、交通整理で終わってしまった。毎年、このような事象が発生しないよう、山開きからゲートが閉まる前月までの交通規制とシャトルバスの運行は効果的であるのではないかと考える次第です。
- ・ 「河原の坊駐車場のオーバーフロー」は 8 月から 10 月まで続き、路上は車であふれる。最も有効な対策は県道 25 号線の交通規制にあることは毎年述べているとおりである。
- ・ 現在の交通規制の期間は、ハッピーマンデー制度以前に決められたもの。現状に合っていないのではないかと。

3 交通規制の期間延長に関する手続き・課題等

各構成員から情報提供・ご意見をお願いします。

4 今後の対応

上記 3 でいただいたご意見をもとに、令和 7 年度中に検討を行います。